

## 配慮書手続について

### 1 日本における環境影響評価

#### (1) 事業アセスメント

日本においては、閣議決定による環境影響評価制度の導入が行われ、平成 9(1997)年に環境影響評価法が制定されたが、これらのアセスメントは、開発事業が環境に及ぼす環境影響評価を行ういわゆる事業アセスメント (project EIA) である。

#### (2) 事業アセスメントの限界

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動など個別の環境項目に対する影響の検討と環境保全対策の観点から、事業アセスメントが果たす役割は大きなものがあるが、事業の内容がほとんど決定した段階で行われることから、環境保全措置の検討の幅が限られてくる。

このため、事業のより早期段階 (計画段階) でのアセスメントの必要性が認識されるようになってきており、環境保全に対する意識の高まりとともに、事業の必要性や土地利用計画の変更を求める事例が増えてきている。

### 2 戦略的環境影響評価 (SEA) について

(1) 十分な環境配慮のために、事業の上位計画や政策決定段階から行う環境アセスメントを「戦略的環境影響評価 (Strategic Environmental Assessment : SEA)」という。

#### (2) SEA と配慮書手続の関係

ア 配慮書手続は、対象事業の計画段階 (Program) を対象としており、事業に先立つ政策や上位計画、プログラムを対象とする本来の SEA の考え方よりは狭義のものとなっている (環境省は「日本版 SEA」と呼んでいる)。

イ これは、法改正に当たっての中央環境審議会からの答申 (H22.2.22) において、次のとおり答申されたためである。

「今回、我が国で導入する SEA 制度については、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性並びに環境影響評価制度に係る歴史的経緯や、諸外国の SEA に係る制度の状況等を踏まえ、原則として以下の項目を含むものとし、事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当である。」

「SEA 制度の円滑な導入を推進する観点から、対象とする計画の段階については、現行の SEA ガイドライン、条例・要綱で対象としている個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべきである。」

## (3) 法に基づく配慮書手続の流れ

## ① 計画段階配慮書の作成 (第3条の2、第3条の3)

- ・事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模、構造等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項(「計画段階配慮事項」という。)について検討を行い、計画段階配慮書を作成する。

## ② 配慮書の送付等 (第3条の4)

- ・第一種事業を実施しようとする者は、作成した配慮書を主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及び要約書を公表する。
- ・主務大臣は当該配慮書の写しを環境大臣に送付して意見を求める。

## ③ 環境大臣の意見 (第3条の5)

- ・環境大臣は、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣に対し、配慮書について環境保全の見地からの意見を述べることができる。

## ④ 主務大臣の意見 (第3条の6)

- ・主務大臣は、環境大臣の意見があるときはこれを勘案して、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境保全の見地からの意見を述べることができる。

## ⑤ 配慮書についての意見の聴取 (第3条の7)

- ・第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案(主務大臣の送付前の配慮書)と配慮書について、関係行政機関及び一般の環境保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

## (4) 本県条例における配慮書手続

ア 改正法に合わせ、本県条例においても、方法書作成前の手続として、新たに「配慮書手続」を導入する予定である。

イ 配慮書手続の対象となる者は、「条例の対象事業を実施しようとする者」とする。  
※「条例の対象事業を実施しようとする」とは、配慮書手続において設定する事業計画の複数案の中に、条例の対象事業に該当する案が含まれる場合をいう。

ウ 配慮書手続の対象となる計画は、条例で対象としている個別事業の計画・実施段階前における、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等を決定しようとする段階の事業計画とする。

エ 本県条例で予定している配慮書手続の流れ

